

第 35 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 35 回理事会

【議 案】

- 第 1 号議案 会計処理規程の一部改正について
- 第 2 号議案 評議員会の開催について

【報告事項】

- 報告事項 1 第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）輸送計画について
- 報告事項 2 アスリート委員会の活動について
- 報告事項 3 名誉顧問の決定について

議案

第1号議案 会計処理規程の一部改正について

定例的な支払い等にかかる事務手続きの簡素化を図るため、会計処理規程の一部を以下のとおり改正する。

【会計処理規程】

改正後	改正前
<p>(予算の執行) 第9条 予算を伴う事業執行にあたっては、あらかじめ、目的、用途、金額、所属年度、予算科目及び勘定科目その他執行内容を記載した予算執行書を作成して、決裁を受けなければならない。<u>ただし、会長が別に定める事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。</u></p> <p>附 則 <u>この規程は、令和6年12月3日から施行する。</u></p>	<p>(予算の執行) 第9条 予算を伴う事業執行にあたっては、あらかじめ、目的、用途、金額、所属年度、予算科目及び勘定科目その他執行内容を記載した予算執行書を作成して、決裁を受けなければならない。</p>

第2号議案 評議員会の開催について

第24回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

第24回評議員会

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議題

第1号議案 理事の選任について

2024年10月15日付で河村たかし理事・会長代行から辞任届の提出があり、理事に欠員が生じることとなった。

については、名古屋市長の後任である以下の者を理事に選任する。

氏名	所属名
広沢 一郎	名古屋市長

第2号議案 定款、評議員会運営規程及び評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、会計監査人の設置が必要となること等から、定款、評議員会運営規程及び評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

【定款】

改正後	改正前
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、</u>理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、<u>第 6 号及び第 7 号</u>の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p><u>(2) 会計監査報告</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿</u></p> <p><u>(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p><u>(5) 運営組織及び事業活動の</u></p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p> <p><u>(4) 運営組織及び事業活動の</u></p>

<p>状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>第10条～第15条 略 (権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) <u>理事、監事及び会計監査人の選任及び解任</u></p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第17条～第23条 略</p> <p>第6章 <u>役員及び会計監査人</u> (役員<u>及び会計監査人</u>の設置)</p> <p>第24条 第1項～第4項 略</p> <p><u>5 当法人に会計監査人を置く。</u></p> <p>第25条～第27条 略 (<u>会計監査人の職務及び権限</u>)</p> <p><u>第27条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成</u></p>	<p>状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>第10条～第15条 略 (権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第17条～第23条 略</p> <p>第6章 役員 (役員<u>の設置</u>)</p> <p>第24条 第1項～第4項 略 (<u>新設</u>)</p> <p>第25条～第27条 略 (<u>新設</u>) (<u>新設</u>)</p>
---	---

<p><u>されているときは、当該書面</u></p> <p><u>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの</u></p> <p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第 28 条 第 1 項～第 4 項 略</p> <p><u>5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。</u></p> <p>(役員及び会計監査人の解任)</p> <p>第 29 条 略</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。</u></p> <p><u>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</u></p> <p><u>(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p><u>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</u></p> <p><u>3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人</u></p>	<p>(役員任期)</p> <p>第 28 条 第 1 項～第 4 項 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(役員解任)</p> <p>第 29 条 略</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

第30条 略

第7章～第9章 略

第10章

第46条～第47条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第49条 略

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当

第30条 略

第7章～第9章 略

第10章

第46条～第47条 略

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第49条 略

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当

<p>する法人に贈与するものとする。</p> <p>第11章～12章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この定款は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>する法人に贈与するものとする。</p> <p>第11章～12章 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

【評議員会運営規程】

改正後	改正前
<p>(決議事項)</p> <p>第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。</p> <p>(1) <u>理事、監事及び会計監査人</u>の選任及び解任</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(決議事項)</p> <p>第11条 評議員会は、一般社団・財団法人法及び定款に定める次の事項を決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

【評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程】

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第<u>14</u>号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第5条第<u>13</u>号で規定される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>

報告事項

報告事項 1 第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）
輸送計画について

開催都市契約に基づき、APC に提出した第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）輸送計画について、その概要を報告する。

(1) 策定主体

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会、開催都市（愛知県、名古屋市）

(2) 内容

輸送計画の作成について…資料 1-1

輸送計画の概要（主な内容）について…資料 1-2

アジアパラ競技大会 輸送計画の作成について

1 趣旨・目的

- 選手や競技団体をはじめ大会関係者の円滑な輸送に向けて、輸送計画を作成し、APCへ提出

開催都市契約 5 出張及び輸送 5.8.4 輸送計画

- ・ LOC は、開会式の 24 か月前までに、APC に輸送計画の第 1 版を提出するものとする。

2 計画の内容（主な項目）

・目的等	▶円滑な輸送の提供
・目標及び戦略	▶関係者との調整、輸送環境の整備
・役割及び責任	▶組織委員会・開催都市（県、市）の役割・責任
・体制	▶関係者で構成する「輸送連絡調整会議」の設置
・輸送の対象者	▶選手・チーム役員、AF/IF 等の大会関係者（ステークホルダー）
・輸送地点等	▶競技会場・練習会場、宿泊施設、メインメディアセンター 等
・輸送内容（対象者別）	※後述
・開閉会式の輸送	▶会場（瑞穂公園陸上競技場）への輸送
・都市間の輸送	▶愛知・岐阜県以外の競技会場への輸送
・競技会場の輸送	▶適切な車両動線、乗降場の設置等
・非競技会場の輸送	▶車両動線、乗降場・駐車場の設定
・車両認証/駐車場許可	▶セキュリティエリア内への進入可否の確認

※輸送内容（対象者別）

選手	・バス：宿泊施設（起点）－ 競技会場・練習会場等 ▶チーム競技には、原則、専用バス（1 チーム 1 台）を提供
競技団体（AF/IF）	・バス：宿泊施設（起点）－ 競技会場 ・乗用車：AF/IF の役員には専属または共用の乗用車を提供
メディア	・バス：メインメディアセンター（起点）－ 競技会場
APC ファミリー	・乗用車：指定目的地間（競技会場－宿泊施設－公式入出国地点〔空港〕等）

3 関係機関等との連携・協力体制

○輸送連絡調整会議の設置

- ・ 関係機関等が連携・協力して大会の輸送に関する検討・調整を行い、輸送方針等を定め、円滑な輸送を推進していくための連携・協力体制の構築

構成

運営主体	組織委員会、開催都市（愛知県・名古屋市）
交通管理者	県警察本部
道路管理者等	中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、名古屋市 NEXCO 中日本、県道路公社、名高速、名港管理組合
交通事業者等	名古屋市、JR 東海、名古屋鉄道、豊橋鉄道、名古屋臨海高速鉄道 名古屋ガイドウェイバス、愛知環状鉄道、中部国際空港 県バス協会、県タクシー協会、県トラック協会
経済団体	名古屋商工会議所、中部経済連合会、中部経済同友会

4 今後のスケジュール

【輸送計画のバージョンアップ】

- ・ 輸送計画は、今後、各競技の詳細な日程や参加する選手の人数、選手など大会関係者の宿泊施設等が定まっていく中で、順次、改定し、充実させていく。



アジアパラ競技大会 輸送計画の概要（主な内容）

1 はじめに（輸送計画の目的）

- 選手をはじめ大会関係者（ステークホルダー）に対する円滑な輸送サービスの提供

2 輸送の目標及び戦略

- 円滑な輸送の実現と安定した都市活動の両立
- 道路管理者・交通管理者や交通事業者と調整し、輸送環境を整備
- 道路交通インフラ等を効率的に活用するための交通マネジメントの実施

3 役割及び責任

- 組織委員会、開催都市（県・市）の役割・責任

- ・大会関係者及び観客・スタッフへの輸送サービスの提供
- ・輸送ルートの設定に係る調整
- ・輸送センター／輸送デポの設置・運営 等

4 輸送に関する体制

- 輸送に関する検討・調整を行い、方針を策定する「輸送連絡調整会議」の設置

- ・開催都市、組織委員会、県警本部、国交省、交通事業者、経済団体等で構成

5 ステークホルダー

- 輸送サービスを提供するステークホルダー

- ・選手・チーム役員、各国の国内パラリンピック委員会（NPC）
- ・アジア競技連盟（AF）/国際競技連盟（IF）、APCファミリー（APC関係者やそのゲスト等）
- ・メディア、マーケティングパートナー（スポンサー）、大会スタッフ 等

6 大会関係施設（輸送対象となる施設）

- 競技会場（アジア競技大会）：19会場

- 非競技会場

- ・練習会場、メインメディアセンター、選手・NPCの宿泊施設、大会関係者の宿泊施設
- 大会公式入出地点（中部国際空港を予定）

- 輸送デポ（輸送用のバス・乗用車を収容・管理する施設）

- ・車両駐車スペース、運転手の管理諸室、休憩スペース、車両整備スペース等

7 ステークホルダーごとの輸送

- 選手・NPCの輸送

- ・宿泊施設を起点とした輸送サービスの提供を基本とする。
- ・チーム競技には、原則、1チーム1台のバスを提供

競技会場－宿泊施設（チーム競技以外のバス運行）

- ・競技前：競技開始2時間前到着～開始時刻到着まで→30分間隔
- ・競技中：60分間隔で運行
- ・競技後：競技終了～2時間後発車まで→30分間隔

8 開会式及び閉会式における輸送

- 選手・NPC

- ・各宿泊施設から会場（名古屋市瑞穂公園陸上競技場）までの輸送サービスを提供
- ・式典当日は、競技会場・練習会場への輸送を行わない。（競技実施会場を除く）

9 都市間における輸送（愛知・岐阜以外の県外競技会場への輸送サービス）

- 選手・NPC

- ・バスによる輸送サービスを提供
- ・東京（競泳/飛込、馬術）は、公式入出国地点一名古屋駅と東京駅－宿泊施設間のバス輸送、名古屋駅－東京駅間の新幹線輸送を提供

10 競技会場における輸送の運用

- ・来場する関係者ごとに目的地が異なるため、関係者ごとに適切な車両動線や乗降場や目的地への動線を設定

11 非競技会場における輸送の運用

- ・会場ごとに様々な要件があるため、乗降場や駐車場、駐車許可証のチェックポイント、車両動線を会場別に設定

12 車両認証／駐車許可

- ・関係者の輸送車両を識別する車両認証/駐車許可証を車両前面に掲示し、大会関係施設のセキュリティーエリア内への進入や駐車場利用の可否を確認

13 車両誘導

- ・会場内外の車両動線や乗降場に誘導員を配置し、車両や歩行者を案内・誘導

14 車両の調達・管理

- ・大会関係者輸送バス → 安全・円滑な運行確保のため、運転手と合わせて調達
- ・乗用車 → スポンサーからの提供、タクシーの活用など様々な方法を検討

報告事項2 アスリート委員会の活動について

1 第4回アスリート委員会の開催結果（概要）について

(1) 日時

2024年10月16日（水）午後2時から午後4時30分まで

(2) 場所

愛知県東大手庁舎（オンライン併用）

(3) 出席者

谷本歩実委員長始め13名中10名出席

（一部オンライン参加）

※來田享子理事がオブザーバーとしてオンライン参加

(4) 議題

- ・パリオリンピック・パラリンピックについて
- ・アスリートによる学校訪問について
- ・ボランティアについて
- ・2年前イベントについて
- ・第2回OCA調整委員会について

(5) アスリート委員からの主な意見

＜パリオリンピック・パラリンピックについて＞

- ・どの会場に行っても満席で、DJが観客を盛り上げていた。
- ・すべてで百点を取ろうという気は全くなく、自分たちのやりたいことやメッセージを明確に伝えたいという姿勢を感じた。
- ・愛知・名古屋2026大会が社会に何を伝えていくのかをパリ大会を参考にブラッシュアップしていけるのではないかと。

＜アスリートによる学校訪問について＞

- ・パラアスリートが訪問することで、普段の日常生活にも思いを馳せてもらい、共生の大変さなども知ってもらった上で、アジアパラ競技大会にも興味を持ってもらいたい。

<第2回OCA調整委員会について>

- ・調整委員に任命されたが、アスリート委員の皆さんの御意見を順次提供していくという形が必要だと思うので、御協力をお願いしたい。(戸邊委員)

2 アスリート委員による学校訪問事業について

(1) 概要

アスリート委員会の委員が、アスリートとパラアスリートのペアで県内小中学校を訪問し、スポーツの楽しさや価値、共生社会の大切さなどを直接児童生徒に伝えるとともに、愛知・名古屋2026大会の開催PRを行うもの。

(2) 内容

愛知・名古屋2026大会の紹介
競技体験 等

(3) 事業協力

愛知県、愛知県教育委員会、名古屋市、名古屋市教育委員会

(4) 訪問校等

アスリート委員による学校訪問一覧

日時	訪問校	訪問者(競技)
【第1回】 2024年10月18日(金)	名古屋市立 大生小学校	三阪洋行(車いすラグビー) 寺本明日香(体操)
【第2回】 2024年11月15日(金)	田原市立 高松小学校	伊藤則子(パラバドミントン) 小塚崇彦(スケート)
【第3回】 2024年12月10日(火)	安城市立 明祥中学校	網本麻里(車いすバスケットボール) 栗原三佳(バスケットボール)
【第4回】 2025年1月17日(金)	西尾市立 一色南部小学校	三阪洋行(車いすラグビー) 荒木絵里香(バレーボール)
【第5回】 2025年2月7日(金)	名古屋市立 港明中学校	谷本歩実(柔道) 廣瀬誠(パラ柔道)

報告事項3 名誉顧問の決定について

名誉顧問として、以下の者を決定した。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
名誉顧問	あべ 俊子	文部科学大臣